

機関の長への届け出について

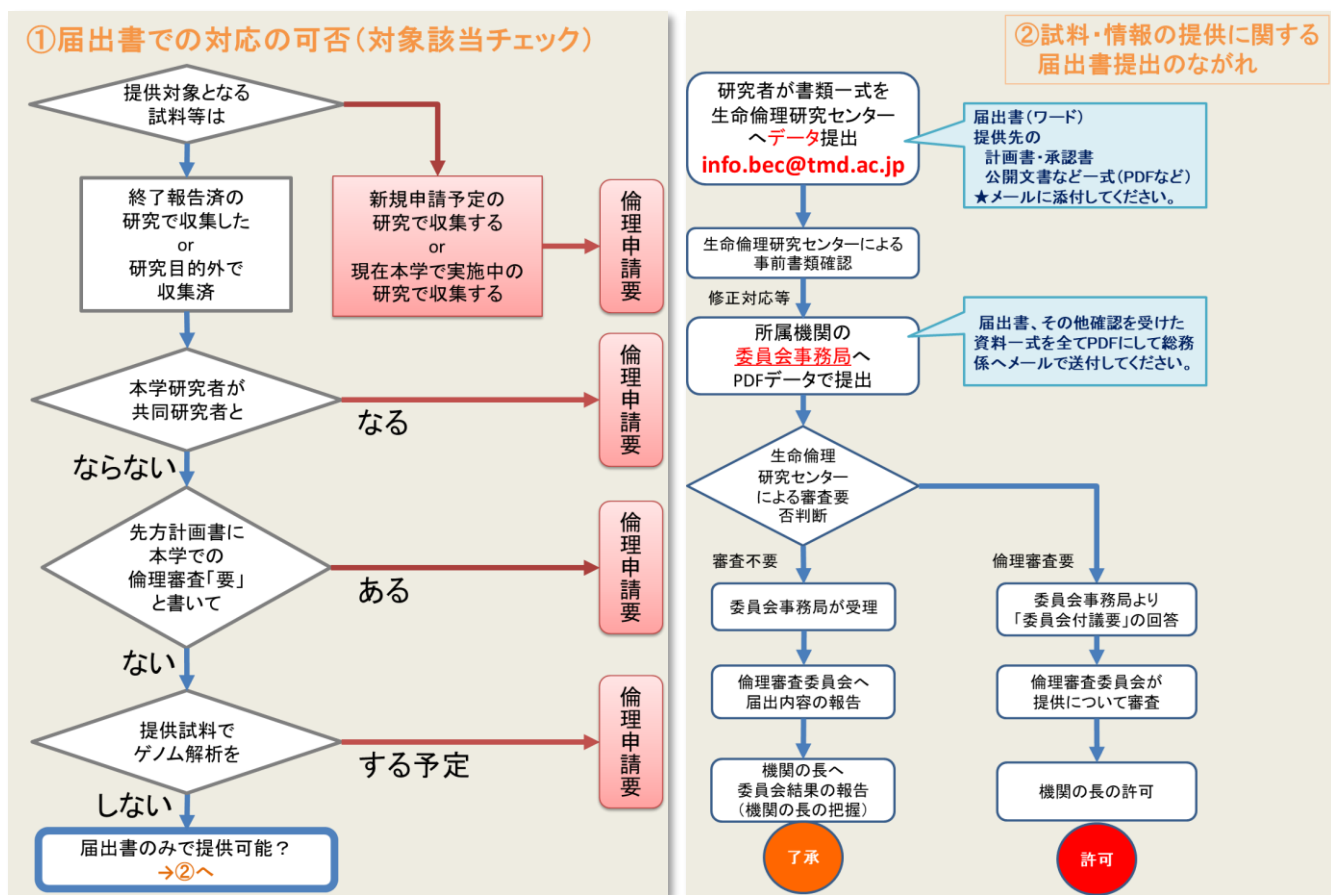
倫理指針では、本学が研究機関とならない以下の場合に、研究機関の長への届出が必要とされています。必要書式は各委員会事務局が保有していますので、当該届出の対象となる場合には、委員会事務局より書式を入手してください。

○「既存試料・情報の提供のみを行う機関」となる場合

本学は共同研究機関とはならず、研究を実施している機関に既存試料・情報の提供のみを行う場合には、原則倫理審査は求められず、機関の長に届け出を行えばよいとされています。本届出に該当するかどうかは、「①届出書での対応の可否」を確認してください。

個人情報研究機関に提供する場合などは、必要に応じて倫理審査委員会の審査に諮られます。倫理審査の必要性は生命倫理研究センターで確認を行います。届出の流れについては「②試料・情報の提供に関する届出書提出のながれ」を確認してください。

届出書の控えについては申請者が保管するか、試料等提供先の研究機関に提出してください。



○「研究協力機関」となる場合

研究目的で新たに試料・情報を取得し研究機関に提供のみを行う機関を「研究協力機関」といいます。本学が研究協力機関となる場合には、「②試料・情報の提供に関する届出書提出のながれ」で届出を行ってください。倫理審査は不要です。生命倫理研究センターでは書類の不備等について確認を行います。なお、研究対象者は研究機関の研究者が既に同意を取得していることが前提となりますので、試料等取得時は対象者の同意取得の状況を確認してください。